

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月30日から同年11月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、年金事務所に照会したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、昭和48年11月1日付けで、A社から子会社であるB社へ異動になった。両社の事業主は同じ人物で、経理等の事務も同じ事務員が担当していた。

当時の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及びA社の元事業主の回答から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録から、異動先であるB社が厚生年金保険適用事業所となった日と申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した日が、ともに昭和48年11月1日であることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険の資格取得日は昭和15年6月1日、資格喪失日は18年7月19日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、75円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和13年から18年まで

年金記録について年金事務所に照会したところ、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

年金事務所の回答によれば、A社に係る船員保険加入記録の中に、自身の加入記録があるが、資格取得日が欠落しているとのことであった。

申立期間当時は、陸軍の徴用船に乗っていたので、調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日は昭和18年7月19日と記載されていることが確認できるものの、資格取得日は記載されていない。

また、申立人の妻は、「申立期間当時、申立人は陸軍の徴用船に乗っていた。」と主張し、申立期間当時の写真を提出しているところ、厚生労働省社会・援護局が保管する申立人に係る功績調査票において、申立人は、昭和12年4月3日から18年8月10日までの期間、水夫としてA社に所属していたことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と同様に、その船員保険被保険者資格取得日が記載されていない被保険者が多数確認できるところ、このうちの一人については、オンライン記録において船員保険に加入していることが確

認できるが、当該被保険者のA社に係る資格取得日は、船員保険への加入が開始された昭和15年6月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が、昭和15年6月1日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、申立人の被保険者資格の喪失日については、18年7月19日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記被保険者名簿の記録から、75円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和13年から15年6月1日までの期間については、上記功績調査票により、申立人が、A社に所属していたことは認められるものの、当該期間については、船員保険への加入開始前の期間であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び申立期間③のうち、昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、昭和 53 年 8 月は 11 万円、同年 9 月は 11 万 8,000 円、56 年 9 月は 14 万 2,000 円、61 年 10 月から 62 年 5 月までは 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間④について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間④の標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 56 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 7 月 1 日まで
④ 平成 8 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①から④までに係る標準報酬月額が、私が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低額で記録されていることが分かった。

私は、申立期間①から④までの給料支払明細書を保管しており、国（厚生労働省）の記録における標準報酬月額に相当する厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関

する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び申立期間③のうち、昭和61年10月1日から62年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書から、53年8月は11万円、同年9月は11万8,000円、56年9月は14万2,000円、61年10月から62年5月までは19万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、昭和62年6月1日から同年7月1日までの期間について、申立人が所持する同年6月分の給料支払明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

2 申立期間④について、申立人が所持する平成8年8月分及び同年9月分の支給明細書から、申立人は、標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、A社が保管する申立期間④当時の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成8年10月定時決定）において、申立人に係る備考欄には「8月変」との記載が確認できるところ、年金事務所は、「当該記載は、『8月から月額変更該当するので、同月の月額変更として処理した。』ということの意味する。事業主がそのような書類を保管しているにもかかわらず、申立人の随時改定の記録が無いということは、社会保険事務所が処理を失念したものと考えられる。」と回答している。

さらに、A社が加入するB厚生年金基金が保管する、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によれば、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額は41万円と記録されていることが確認できるところ、同社から社会保険事務を受託している労務管理事務所は、申立期間④当時の標準報酬月額の届出について、「社会保険事務所への届出用紙と基金への届出用紙は複写式であったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間④について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たものと認められることから、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年4月1日から同年5月1日までの期間及び18年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から19年11月1日まで

A社に勤務していた当時から、給与の総支給額に比べて厚生年金保険料の控除額が低額であると感じていたが、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、同社勤務時の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額に記録されていることが分かった。

平成19年11月1日以降の標準報酬月額については記録が訂正されたものの、同日以前の期間に係る標準報酬月額を訂正するためには、年金記録確認第三者委員会によるあっせんが必要となるとのことであったため、今回申立てを行った。

当時の給料支払明細書を保管しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年4月1日から同年5月1日までの

期間及び18年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成18年5月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書における厚生年金保険料控除額の状況により、標準報酬月額24万円に相当する保険料が控除されていたと推認できることから、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成元年10月1日から15年4月1日までの期間、同年5月1日から18年4月1日までの期間及び同年9月1日から19年11月1日までの期間については、申立人の所持する給料支払明細書から、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から平成元年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和52年1月に会社を退職してすぐに、父がA市役所において国民年金の加入手続を行ってくれた。また、保険料は、父が自身の分と一緒に母及び私の家族3人分を集金に来ていた自治会役員に納付していた。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は147か月と長期間である上、オンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿により、申立人は国民年金に未加入であることが確認でき、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、自身の国民年金加入手続及び保険料納付に関与していないため、申立人の保険料を納付したとするその父に聴取したところ、申立内容に相違ない旨強く主張するものの、納付書及び領収書の受領など保険料納付に関する記憶に曖昧な点が見受けられる。

さらに、申立期間当時、申立人家族の保険料を集金していた国民年金委員に聴取したものの、申立人の保険料を集金していた旨の具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和61年4月ごろに払い出されたものと推認でき、同年4月の国民年金法改正に伴

う未加入者を対象とした強制付番の可能性が考えられる。申立人の記録は、61年4月1日の資格取得後、強制加入の対象であるにもかかわらず同年4月17日に資格喪失しており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえるものの、当該記録管理により申立期間の納付記録が失われたものとは考え難い。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から同年10月までの期間、37年4月から同年10月までの期間、38年1月から39年3月までの期間及び42年6月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から同年10月まで
② 昭和37年4月から同年10月まで
③ 昭和38年1月から39年3月まで
④ 昭和42年6月から47年3月まで

年金記録問題が話題になったことから、自分の年金が心配になり、社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。当該回答に納得できなかったため、「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、前回と同様の回答を受け取った。

私は、申立期間当時、両親と家業に従事しており、A組合婦人部の幹部会員であった母は、生前に「A組合婦人部が保険料の集金を行い、その手数料を活動資金に充てていた。保険料の未納は無かった。」と言っていた。

私の住む地域では、保険料などの支払いは家族単位で行っており、申立期間において母の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和40年1月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①及び②の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間②の一部及び③の保険料は、昭和40年1月の時点では過年度納付することが可能であったものの、申立人は、自身の保険料納付に関与し

ておらず、申立人の保険料を納付したとするその両親も既に亡くなっているため、具体的な保険料納付状況等が不明である。

さらに、申立期間当時、申立人家族の保険料を収集していたとするA組合婦人部の隣人も既に亡くなっているため、具体的な保険料の納付状況について証言を得ることができない。

加えて、申立期間④について、B町役場（現在は、C市役所）作成の国民年金被保険者名簿には、「47.10.20 発見するまで適用漏れ」と記載されており、C市役所は、その意味について、「昭和47年10月20日に42年6月1日から強制適用しなければならぬことが分り、遡及適用したものと考えられる。」と回答していることから、その当時、申立人が国民年金の被保険者として把握されていなかった可能性が高い上、昭和47年10月の時点では、時効前の45年7月から47年3月までの保険料について過年度納付書が発行された可能性は否定できないものの、申立人は、自身又はその母が遡及納付を行った記憶は無いとしている。

その上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から53年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

婚姻した昭和51年11月に、夫がA市役所において私の国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、夫が自身の分と一緒に義母と私の分を納付していたはずである。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和51年11月にその夫が国民年金の再加入手続を行ったとしているものの、オンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿では、申立人の資格再取得日は53年4月1日とされており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、A市役所作成の当該名簿には、昭和53年度の納付記録欄に「令書発行」のゴム印が確認できるところ、同市役所は、「転入、資格再取得など個別に納付書を発行する場合において、当該ゴム印を押す傾向がみられる。」と回答していることから、申立人の再加入手続は、昭和53年4月から保険料納付を開始した同年10月までの間に行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は

無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 13 日から 44 年 3 月 16 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

A社の事業主だった父親が、私が16歳のときに亡くなり、私は、昭和42年9月13日に同社の代表取締役役に就任した。

申立期間中は、事業主として勤務していたので、給与明細書等の資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿から、申立人が、昭和42年9月13日に同社の代表取締役役に就任していることが確認できる上、その母が申立人について、「父親が亡くなった後、高校を中退して仕事をした。」と証言していることから、申立人が、申立期間において、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の事業主だった申立人は、「当時の資料は保管していない。」と申し立てている上、その母が、「当時、経理事務等を行っていたのは申立人の叔父である。」と証言しているところ、同社の専務をしていた叔父はすでに亡くなっていることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を

控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年4月3日まで
② 昭和22年4月1日から23年8月15日まで
③ 昭和23年9月1日から26年4月1日まで
④ 昭和26年4月1日から27年6月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、支給日や支給金額に加えて、脱退手当金の支給根拠となった該当条項名が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、上記被保険者台帳の保険給付欄の欄外に、「28年6月15日資格調査済 脱」の記載が確認できるところ、当該被保険者台帳の備考欄において、昭和28年6月15日に申立人の氏名を変更する処理が行われた旨の記載が確認できることから、氏名変更届の提出と同時に、婚姻後の姓で脱退手当金の支給申請が行われたことがうかがえる。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。